

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第47号

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則
四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年四日市市規則第38号）
の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(保有個人情報開示請求の<u>手続</u>)</p> <p>第2条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 法第87条第1項本文に規定する<u>電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法</u>は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は映像及びその両方を<u>記録する電磁的記録媒体</u>（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>に記録されている保有個人情報</u> 次に掲げる方法であって、<u>実施機関がその保有する処</u></p> | <p>(保有個人情報開示請求の<u>手続き</u>)</p> <p>第2条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 法第87条第1項本文に規定する<u>行政機関等が定める方法</u>は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は映像及びその両方を<u>電磁的記録として電磁的記録媒体</u>（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）<u>に保存した物</u> <u>視聴又はその写しの交付</u></p> |

理装置及びプログラム（以下「装置等」という。）により通常の処理によって行うことができるもの

ア 装置等により再生したものの視聴

イ 装置等により電磁的記録媒体に複写したものの交付

(2) フロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に記録されている保有個人情報 次に掲げる方法であって、装置等により通常の処理によって行うことができるもの

ア 装置等により再生したものの視聴

イ 装置等により用紙（日本産業規格 A 3 判以内の大きさの用紙に限る。以下同じ。）に出力したものの閲覧又は交付

ウ 装置等により電磁的記録媒体に複写したものの交付

(3) 四日市市文書管理規程（平成 20 年四日市市訓令第 7 号）第 2 条第 4 号に規定する文書管理システムに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法であって、装置等により通常の処理によって行うことができるもの

ア 装置等により用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) フロッピーディスク、CD-ROM その他の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写した物 視聴又は印字装置により出力したものの閲覧若しくは写しの交付

(3) 四日市市文書管理規程（平成 20 年四日市市訓令第 7 号）第 2 条第 4 号に規定する文書管理システムに保存された電磁的記録

ア 一般的なプログラム（パソコン、表計算プログラム等）で作成された電磁的記録で個人情報の全部を開示する決定をしたもの 現に使用しているプログラムを用いて印

| | |
|---|---|
| <p><u>イ 装置等により電磁的記録媒体に複製したものの交付</u></p> <p>(4) <u>その他の電磁的記録として記録されている保有個人情報</u></p> <p><u>ア 装置等により再生したものの視聴</u></p> <p><u>イ 装置等により用紙に出力したものの閲覧又は交付</u></p> <p><u>ウ 装置等により電磁的記録媒体に複製したものの交付</u></p> <p>3 から 5 まで (略)</p> | <p><u>字装置により出力したものの閲覧若しくは写しの交付又はCD-Rに複製したものの交付</u></p> <p><u>イ ア以外の電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付</u></p> <p>(4) <u>その他の電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付</u></p> <p>3 から 5 まで (略)</p> |
|---|---|

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

保有個人情報開示請求書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

| |
|--|
| |
|--|

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アの場合は、該当する□をチェックしてください。

| |
|--|
| ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) |
| イ 写しの送付を希望する。 |

3 本人確認等

| |
|--|
| ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 |
| イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ TEL () _____ |
| エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) |
| オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____) |

※法定代理人又は任意代理人からの請求の場合、利益相反の防止等のため、本人に対する連絡その他の調査を行う場合がありますので、ご承知おきください。

〔処理欄〕 ※次の欄は記入しないでください。

| | | |
|-------|---|-------------|
| 事務担当課 | 部 | 課（電話 _____） |
| 備考 | | |

(裏面)

✓が付された説明お読みください。(それ以外の説明文書は無関係です。)

□ 開示の日時が調整済みの方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のある方)

表面記載の日時に市政情報センターまでお越してください。その際は、①この通知書、及び②運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちください。

□ 開示の日時が未調整の方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のない方)

同封の説明文書をお読みいただき、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「保有個人情報開示実施方法等申出書」をご提出いただくか、又は、表面の事務担当課にご連絡いただき開示の実施希望日時をお伝えください。

なお、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に本件申出書が提出されず、ご連絡もいただけない場合は、当該開示決定に基づく開示ができなくなる場合があります。

□ 郵送による写しの交付を希望された方

同封の説明文書をお読みいただき、「保有個人情報開示実施方法等申出書」を同封のうえ、①開示手数料(現金)と②郵送費用(郵便切手)を現金書留により郵送してください。

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 内容 | |
| 開示をしないこ ととした理由 | （個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当） |

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|-------|------|
| 事務担当課 | 部 課 |
| | 電話番号 |

第9号様式を次のように改める。

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

四日市市長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

| | |
|-------------------|-------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 開示することとした理由 | |
| 開示決定をした日 | 年 月 日 |
| 開示を実施する日 | 年 月 日 |

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|-------|------|
| 事務担当課 | 部 課 |
| | 電話番号 |

第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式を次のように改める。

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

| | |
|-------------------|----------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求の趣旨 | |
| 訂正決定をする内容及び理由 | (訂正内容) (訂正理由) |

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|-------|------|
| 事務担当課 | 部 課 |
| | 電話番号 |

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------------------|--|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正をしないこととした理由 | |

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|-------|------|
| 事務担当課 | 部 課 |
| | 電話番号 |

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 利用停止請求の趣旨 | |
| 利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止決定の内容） （利用停止の理由） |

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|-------|------|
| 事務担当課 | 部 課 |
| | 電話番号 |

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-----------------------------|--|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等 | |
| 利用停止をしないこ ととした理由 | |

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|-------|------|
| 事務担当課 | 部 課 |
| | 電話番号 |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部総務課)